

<照会 1> 「権利擁護（情報支援）」における団体での取組・支援事例

各団体にご回答いただいた事例について、議論しやすいように、「物の活用や工夫による情報支援」、「障害者への直接的な人的支援」及び「情報の発信・共有」の 3 つに分類しました。

課題の提供や御意見については割愛し、具体的な支援の概要のみ記載していますので、詳細は資料 3 - 1 を御参照ください。

1 物の活用や工夫による情報支援

○個別の配慮の例

- ・点字，拡大文字，音訳，メールによる情報提供（京都府視覚障害者協会）
- ・漢字のフリガナ付記（京都市社会福祉協議会）
- ・面接時のパソコン画面の活用（京都市社会福祉協議会）
- ・自動販売機への点字シール貼付（京都市社会福祉協議会）
- ・ヒアリンググループの積極利用（京都市社会福祉協議会）

○より分かりやすい情報提供に努めている例

- ・イラストの活用（京都弁護士会，東部自立支援協議会）
- ・精神入院患者向けマニュアルの作成（京都弁護士会）
- ・災害対策チェックシート作成（中部自立支援協議会）
- ・放課後等デイサービス事業所プロフィールシート集の作成（東部自立支援協議会）
- ・耳マークの掲示（京都市社会福祉協議会）

2 障害者への直接的な人的支援

- ・手話通訳（京都社会福祉士会）
- ・成年後見（京都社会福祉士会，京都司法書士会，京都弁護士会）
- ・専門職による相談窓口の設置（京都精神保健福祉推進家族会連合会）
- ・精神科病院への弁護士派遣・出張相談（京都弁護士会）
- ・特別な配慮が必要な方への事前案内（東部自立支援協議会）
- ・同行支援（京都精神保健福祉推進家族会連合会，京都市社会福祉協議会）

3 情報の発信・共有

○情報の発信

- ・セミナー，講演会の開催や学校への派遣授業など
（京都府自閉症協会，京都精神保健福祉推進家族会連合会，京都司法書士会）
- ・ホームページによる発信（京都精神保健福祉推進家族会連合会）
- ・公共性の高い機関への啓発活動（京都府視覚障害者協会）
- ・防災ハンドブックの作成（京都府自閉症協会）

○情報の共有

- ・触法障害者との接見用アセスメントシート作成（京都弁護士会）
- ・親同士の学習会（京都府自閉症協会）
- ・地域のネットワーク会議等への参加（京都司法書士会）
- ・当事者と事業所への，地域の防災訓練に係る情報提供（中部自立支援協議会）

＜照会２＞教えてもらいたいこと、連携したいこと等

1 意思決定支援に関すること

- ・重要事項説明書や契約書など、文字や言葉を通しての説明が多くなり、理解を得ることや文字認識が困難なご利用者が多くおられる中で、説明がなされる場合が生じる。簡潔な説明などによる方法についても検討する必要があるのではないか。（中部自立支援協議会）
- ・発達障害者がヘルパー事業所と契約する際、契約書の内容や契約行為の理解に時間を要する。自身が理解しやすいように事業所に契約書の変更を求め、契約書を本人用に修正できるまでの複数回の相談が必要である。（東部自立支援協議会）
- ・日本語が理解できない、あるいは理解が不十分である母語が外国語（中国語など）の障害者や主たる介護者に対して、計画相談にかかるサービス担当者会議の場面などで日本語通訳者が保障されていない。本人や保護者とサービス提供事業者、相談支援担当者との意思疎通、内容の共有をどのようにしているか。（東部自立支援協議会）

2 情報の連携・共有

- ・成年後見制度が必要な人に活用してもらえよう関係諸機関とさらに連携を深めていきたい。（京都司法書士会）
- ・専門職での相談以外の相談事業においては、精神障害者以外のご相談等については、傾聴した上で、他の２障害の団体へ繋げ連携をとっています。（京都精神保健福祉推進家族会連合会）

3 障害への理解

- ・障害種別によって大きな違いがある。互いに分かり合える機会があるとよい。（京都府自閉症協会）
- ・市民への啓発の必要性（京都肢体障害者協会）